

次により制限付一般競争入札を行いますので、赤平消防署消防総合庁舎の建設及び消防救急デジタル化の整備の際に準用する規則（平成26年滝川地区広域消防事務組合規則第5号。以下「準用規則」という。）第1号、赤平市契約事務取扱規則（平成14年規則第5号）第3条の規定に基づき公告します。

平成27年 4月28日

滝川地区広域消防事務組合
組合長 前田 康吉

1 入札対象工事

- (1) 工 種 土木工事
- (2) 工 事 名 滝川地区広域消防事務組合赤平消防署消防総合庁舎建設工事外構工事
- (3) 工事場所 赤平市大町4丁目5番地2
- (4) 工事概要 別途閲覧に供する仕様書及び図面による
- (5) 工 期 契約締結日の翌日から平成27年10月31日まで
- (6) 予定価格 事後公表とする

2 入札参加資格

本工事は、滝川市の要綱等の準用に関する要綱の特例に関する要綱（平成26年滝川地区広域消防事務組合告示第6号。以下「準用特例要綱」という。）第2条第2項第25号赤平市建設工事共同企業体運用基準に基づく構成員が一体となって施工する共同施工方式とし、入札参加資格を以下のとおりとする。

- (1) 準用特例要綱第2条第2項第27号、赤平市競争入札参加資格関係事務処理要領（以下「資格関係事務処理要領」という。）第3条第3項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、次のいずれかに該当する者。

ア 平成27年度土木工事に係る経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書を提出し資格審査を受けている者。

- (2) 入札執行日までの間、資格関係事務処理要領第8条の規定による指名の停止を受けていないこと（指名の停止を受けた場合には既にその停止の期間を経過していること。）。
- (3) 対象工事に対応する許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が3年以上であること。
- (4) 赤平市長が対象工事とおおむね同規模と認める建設工事の元請としての施工実績のある者あること。
- (5) 対象工事に対応する許可業種に係る国家資格を有する主任技術者及び現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合及び同条第2項の場合はこの限りではないものとする。

3 入札参加資格審査申請

- (1) 入札参加資格審査申請は、準用特例要綱第2条第2項第32号、制限付一般競争入札実施要綱（以下「制限入札要綱」という。）第5条に基づく、制限付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）により申請すること。
- (2) 申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ・期 間：平成27年4月28日（火曜日）から
平成27年5月22日（金曜日）まで
土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
 - ・場 所：滝川地区広域消防事務組合赤平消防署消防課警防係
電話32-3181
- (3) 申請書は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 期限までに申請書の提出のない者、又は入札参加資格がないと認められた者は、当該入札に参加することができない。
- (5) 資格の審査後、有資格者には制限入札要綱第6条第2項に基づき、制限付一般競争入札参加資格証明書（様式第3号）の交付を受取ること。

4 設計図書の閲覧等

- (1) 設計図書は、滝川地区広域消防事務組合赤平消防署2階閲覧会場において閲覧に供している。
- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、制限入札要綱第8条に基づき、質疑書を提出すること。
 - ・提出期間：平成27年4月28日（火曜日）から
平成27年5月22日（金曜日）まで
 - ・提出場所：滝川地区広域消防事務組合赤平消防署消防課警防係
- (3) 質疑書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 質疑書の回答は、平成27年5月22日（月曜日）郵送する。ただし、重要案件についてはその都度回答する。
- (5) 現場説明会は行わない。

5 契約条項を示す場所

滝川地区広域消防事務組合赤平消防署消防課警防係において縦覧している。

6 入札執行の日時及び場所

- ・日 時：平成27年6月1日（金曜日）午前9時00分
- ・場 所：赤平市役所 第2会議室（3階）

7 入札方法等

- (1) 入札者は、所定の入札書に必要事項を記入し、封筒に入れて提出しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札決定とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札回数は、3回までとする。

8 最低制限価格の設定

本入札においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定を適用し、最低制限価格を設定するため、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格の最低価格の入札者を落札者とするものとする。

9 工事積算内訳書

入札に際し、制限入札要綱第9条に基づき、入札書に記載される入札額に対応した工事積算書内訳書を持参し、最低制限価格を設定するため、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格の最低価格の入札者を落札者とするものとする。

10 契約書作成の要否

必要とする。

11 支払条件等

前払金 有（契約金額の4割以内で、5,000万円を限度とする。）

部分払 無

12 工事完成保証人の要否

必要としない。

13 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者、又は入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

~~14 現場代理人の兼任~~

~~請負者の申請に基づき赤平市が承認した場合、他の工事と現場代理人を兼任することができる。~~

15 その他

(1) 入札参加者は、準用規則第1号、赤平市契約事務取扱規則その他関係法令等を遵守すること。

(2) その他詳細不明な点については、滝川地区広域消防事務組合赤平消防署消防課警防係（電話32-3181）に照会のこと。